主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中道之助の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰し刑訴応急措 置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 田中巳代治関与

昭和二六年六月二六日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 井
 上
 登

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河
 村
 又
 介